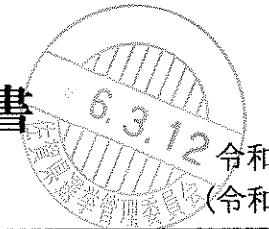


# 全団体必要様式

(その1)

## 収 支 報 告 書



5年分  
年月日開催分

(ふりがな) こが かずひろ こうえんかい

1 政治団体の名称

古賀和浩後援会

2 主たる事務所の所在地

佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 89-6

3 代表者の氏名

古賀 和浩

4 会計責任者の氏名

平田 通男

事務担当者の氏名

古賀 琴子

(電話) 0942-92-5173

(電話) \_\_\_\_\_

(電話) \_\_\_\_\_

### 政治団体の区分

- |                                      |   |  |
|--------------------------------------|---|--|
| <input type="checkbox"/> 政 党         | 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項    |
| <input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部   |   | の規定による政治団体                                   |
| <input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体 |   | <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 |
|                                      |   | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部         |

### 活動区域の区分

- |                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

### 資金管理団体の指定の有無

- |                                       |
|---------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 有 |
| <input type="checkbox"/> 無            |

公職の種類 佐賀県議会議員

資金管理団体

の届出をした

者 の 氏 名 古賀 和浩

### 国会議員関係政治団体の区分

- |   |
|---|
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項<br>第2号に係る国会議員関係政治団体 |
| 公職の候補者<br>の 氏 名 _____   |
| 公職の種類 _____   |

### 資金管理団体の指定の期間

年	月	日	から
年	月	日	まで

### 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年	月	日	から
年	月	日	まで

備考 1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いざれかに「✓」を記入すること。

2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。

3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。

4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。

5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。

6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

全団体必要様式

(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額 A		十億		百万	3	5	1	3	2	0	8
(前年からの繰越額)										4	9
(本年の収入額)										3	0
支出総額 B										3	3
翌年への繰越額 A-B										1	9

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金額		十億		百万		千		円
員数								

(2) 寄附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	30200000	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0
(ウ) 政治団体からの寄附		0
小計 (ア) + (イ) + (ウ)	30200000	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]		0
イ 政党匿名寄附		0
合計 (ア+イ)	30200000	

(その7)

- 備考**

  - 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間5万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
  - 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別業とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
  - 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「甲野太郎」というように記載すること。
  - 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
  - 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記1により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表						
項 目	金 領					備 考
	十億	百万	千	円		
1 経 常 経 費						
(1) 人 件 費						
(2) 光 熱 水 費				5 2 7 6 5		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				2 2 7 0 9 7		
(4) 事 務 所 費				2 4 0 6 9 7		
小 計				2 6 8 6 8 3 3		
2 政 治 活 動 費						
(1) 組 織 活 動 費				6 2 8 0 8 7		
(2) 選 挙 関 係 費						
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費						
ア 機関紙誌の発行事業費						
イ 宣 伝 事 業 費						
ウ 政治資金パーティー開催事業費						
エ そ の 他 の 事 業 費						
(4) 調 査 研 究 費						
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						
(6) そ の 他 の 経 費						
小 計				6 2 8 0 8 7		
合 計				3 3 1 4 9 2 0		

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

## 国會議員関係政治団体・資金管理団体様式

この様式は経常経費用です。

(その14)

**備考**

1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出については記載を要しないこと。
2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行なった支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

## 国會議員関係政治団体・資金管理団体様式

この様式は経常経費用です。

(その14)

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行なった支にあっては5万円以上の支について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支にあっては1万円を超える支について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

3. 「支の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行なった支にあっては5万円未満の支を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支にあっては1万円以下の支を、一括してその合計金額を記載すること。

## 国會議員関係政治団体・資金管理団体様式

(その14)

この様式は経常経費用です。

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行つた支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行なった支出にあっては1万円を  
超える支出について、国會議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行なった支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシ一代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

全団体必要様式

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 全団体必要様式

(その20)

## 宣誓書

### 添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 3 月 10 日

政治団体の名称 古賀 和浩 後援会

会計責任者の氏名 平田 通男

代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
(解散の場合のみ)

### （備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。